

令和5年度 第2回 高知県歯と口の健康づくり推進協議会

次 第

1 開 会

2 議 事

- (1) 令和5年度の実績及び課題について (資料1)
- (2) 地域歯科保健連絡会における協議について (資料2)
- (3) 令和6年度の実績について (日本一の健康長寿県構想関連事業) (資料3)
- (4) 第5期高知県健康増進計画「よさこい健康プラン21」について (資料4)
- (5) 災害歯科保健医療対策検討会設置要領の改定について (資料5)
- (6) その他

4 閉 会

令和6年3月13日(水) 19時00分～20時30分
場所：高知市総合あんしんセンター2階 高知県歯科医師会会議室
方法：対面とオンライン (Zoom) の併用開催

高知県歯と口の健康づくり推進協議会 委員名簿

任期：令和5年7月1日～令和7年6月30日

区分	所属等	役職等	氏 名	備考
市町村	高知県町村会	事務局長	笹岡 貴文	会場
保健 医療 関係者	高知県医師会	常任理事	伊与木 増喜	会場
	高知大学医学部歯科口腔外科学講座	教授	山本 哲也	会場
	高知県歯科医師会	会長	野村 和男	会場
	高知市歯科医師会	会長	宮川 慎太郎	会場
	高知県歯科衛生士会	会長	片岡 千香	会場
	高知県栄養士会	会長	新谷 美智	会場
	高知市保健所	管理主幹	上田 佳奈	会場
	高知県保健所長会	会長	福永 一郎	欠席
教育 関係者	高知県小中学校長会	副会長	來 節子	Web
	高知県保育士会	理事	今村 太郎	会場
福祉 関係者	高知県介護支援専門員連絡協議会	理事	小田原 恵子	会場
	高知県身体障害者連合会	会長	宮崎 俊雄	会場
事業者	高知県商工会議所連合会	専務理事	谷脇 明	欠席
	高知県農業協同組合中央会	総務企画部兼 経営支援室部 長	藤井 洋光	Web
保険者	高知県国民健康保険団体連合会	保険者支援 課長	諸石 恵子	会場
	全国健康保険協会高知支部	企画総務 グループ長	松田 恵美	会場
県民	高知県保幼小中高PTA連合体連絡協議会	監事	齊藤 雄也	欠席
	高知県健康づくり婦人会連合会	会長	熊田 敬子	欠席

(敬称略、順不同)

事務局職員名簿

健康政策部	部長	家保 英隆	会場
保健政策課	課長	濱田 仁	会場
	保健推進監	酒井 美枝	会場
	主幹 (中央西福祉保健所兼務)	尾上 真奈美	会場
	技師	安岡 里緒	会場
在宅療養推進課	チーフ	苫谷 文子	会場
	主事	上野 和真	会場
障害福祉課	チーフ	中岡 辰則	会場
安芸福祉保健所健康障害課	技師	武内 美夢	Web
中央東福祉保健所健康障害課	チーフ	前田 由佳	会場
須崎福祉保健所健康障害課	主幹	渋谷 莉加	会場
幡多福祉保健所健康障害課	技師	谷脇 利奈	Web

平成23年4月1日規則第29号

改正

令和4年4月1日規則第28号

高知県歯と口の健康づくり推進協議会の組織及び運営に関する規則をここに公布する。

高知県歯と口の健康づくり推進協議会の組織及び運営に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高知県歯と口の健康づくり条例（平成22年高知県条例第35号）第13条第1項の規定により置かれる高知県歯と口の健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第3条 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。

(任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長が当たる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、高知県健康政策部保健政策課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、この規則の施行の日以後最初に開かれる会議は、知事が招集する。

3 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年4月1日規則第28号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(1) 令和 5 年度の取組実績及び
課題について

1 子どもの歯と口の発達

(1) フッ化物洗口事業

① 令和5年度の実績

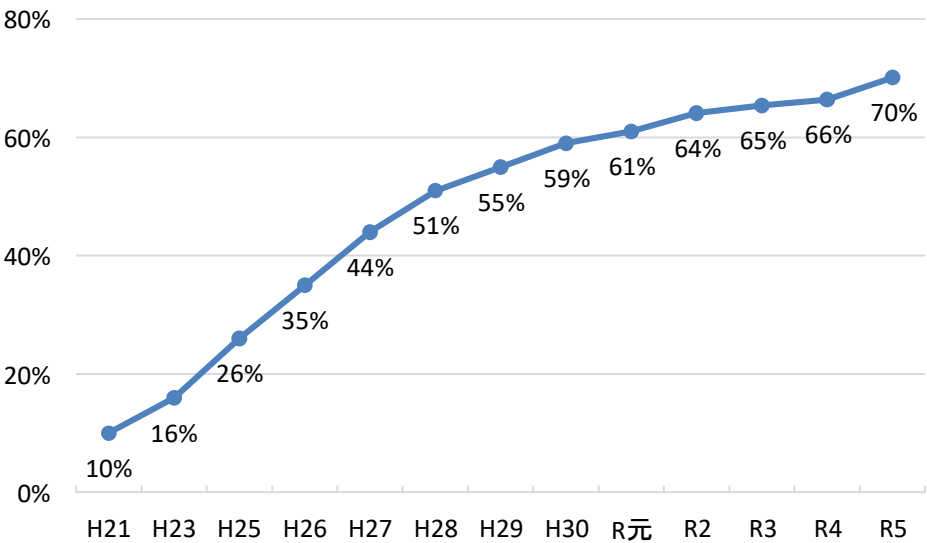
○市町村及び県立特別支援学校への支援

市町村	R5新規 実施施設	R5年度の状況	R6年度の動き
東洋町	0 ※全施設で実施中	保育所 1 園で実施方法と現場確認	既にフッ化物洗口を実施している施設への フォロー
南国市	3	保育所 3 園で開始 保育関係者、保護者への説明会を実施	未実施施設についても順次実施を検討
香南市	11	小学校 7 校、中学校 4 校で開始 教職員に対して説明会を実施	既にフッ化物洗口を実施している施設への フォロー
香美市	1	保育園 1 園で開始 保育関係者、保護者への説明会を実施	未実施施設についても順次実施を検討
四万十市	1	中学校 1 校で開始 当初、小学校 1 校でも開始予定であった が中止になった	未実施施設についても順次実施を検討
宿毛市	1	小学校 1 校で開始	既にフッ化物洗口を実施している施設への フォロー
県立（高知市）	1	特別支援学校（中学部） 1 校で開始 未実施校 1 校で職員への説明会を実施	特別支援学校（寄宿舍） 1 校で開始に 向けた支援

■令和5年度に子どもの健口応援推進事業を活用して新規に導入した施設は、18施設（保育所4園、小学校8施設、中学校5施設、特別支援学校1施設）で実施率70.1%※（R4：66.4%）となった。

※新型コロナウイルス感染症の影響で一時的にフッ化物洗口を休止している施設を含む。

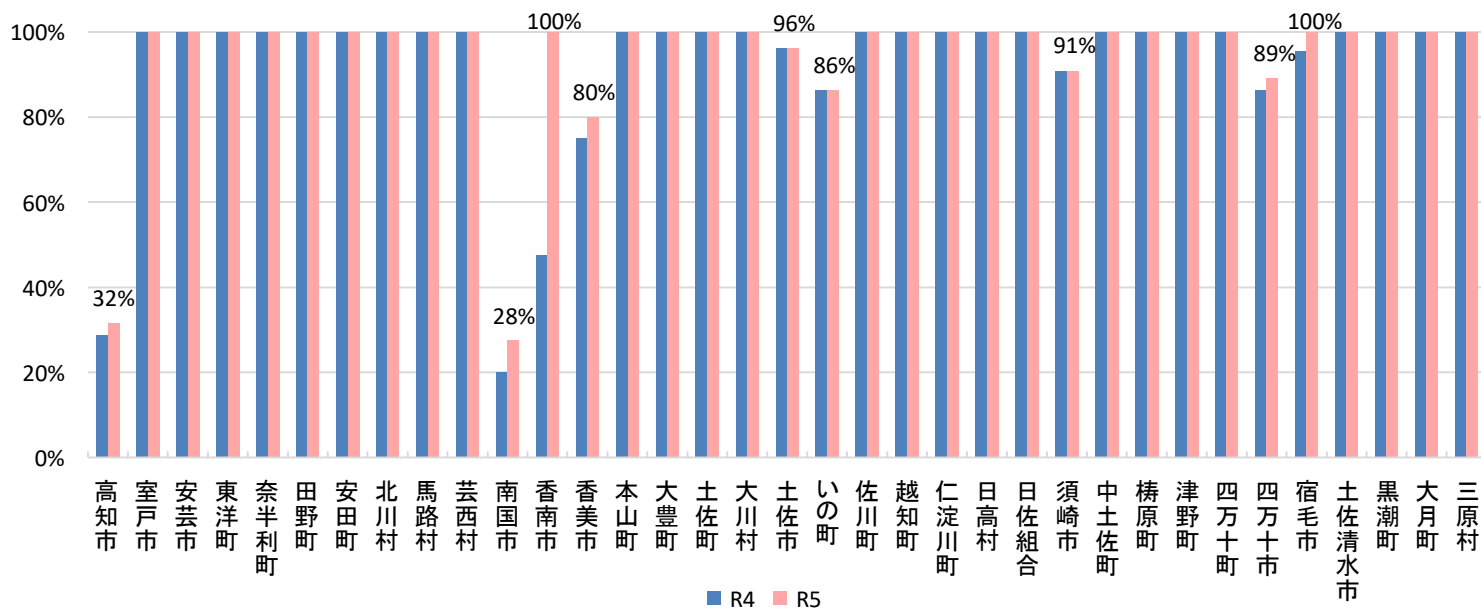
【フッ化物洗口実施率（令和6年1月末時点）】



出典：フッ化物洗口実施状況調査（高知県）

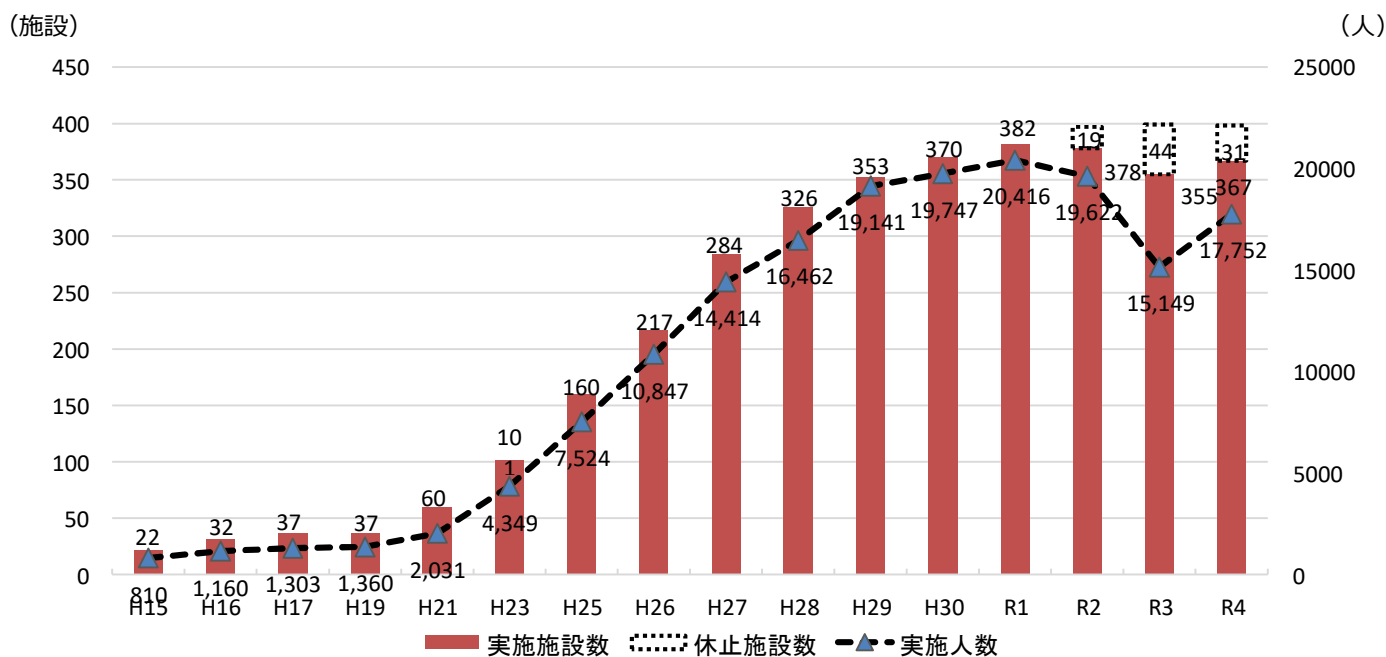
※フッ化物洗口実施率；保育所、幼稚園、小学校、中学校
特別支援学校までの施設における「フッ化物洗口実施施設／総施設」

【市町村別フッ化物洗口実施率】



出典：フッ化物洗口実施状況調査（高知県）
※R5は令和6年1月末時点

【フッ化物洗口実施施設及び実施人数の推移（保・幼、小、中等）】



出典：フッ化物洗口実施状況調査（高知県）

② 評価・課題

- 香南市、宿毛市の全施設で洗口実施。
- 中央東福祉保健所管内のフッ化物洗口実施率が49.5%から65.3%に増加。
- 新規導入支援だけでなく、既に実施している施設へ手順の確認等のフォローアップが必要。
- 引き続き特別支援学校での洗口実施支援が必要。

2 歯肉炎・歯周炎の予防

(1) 市町村成人妊婦歯科健診実施を支援

①令和5年度の実績

■令和5年度成人歯科健診受診者数 (市町村事業 独自実施を除く 令和6年1月末時点)

	計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
受診者数	1,677	49	127	235	235	181	165	189	175	185	136

(参考) 令和4年度受診者数 (R5.1月末時点) 1,532人

実施市町村数

H30	R元	R2	R3	R4
12	30 (1)	32 (3)	34 (3)*	34 (3)*

() 内独自市町村の再掲

* 1市重複

■令和5年度妊婦歯科健診受診者数 (市町村事業 独自実施を除く 令和6年1月末時点)

	計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
受診者数	1,081	110	88	141	110	94	114	110	105	117	92

(参考) 令和4年度受診者数 (R5.1月末時点) 1,145人

実施市町村数

R元	R2	R3	R4
27 (3)	31 (3)	33 (2)	33 (2)*

() 内独自市町村の再掲

* 1市重複

○令和5年度成人・妊婦歯科健診実施市町村

市町村名	成人		妊婦	
	5年度実施	自己負担	5年度実施	自己負担
高知市	○	無	○	無
室戸市	○	無	○	無
安芸市	独自・集合	無	○	無
南国市	独自	無	独自	無
土佐市	独自	無	○	無
須崎市	○	無	○	無
宿毛市	○	500円	○	無
土佐清水市	○	無	○	無
四万十市	○	500円	○	無
香南市	○	無	○	無
香美市	○	無	○	無
東洋町	○	無	○	無
奈半利町	○	無	○	無
田野町	○	無	○	無
安田町	○	無	○	無
北川村	○	無	○	無
馬路村	○	無	○	無
芸西村	○	無	○	無
本山町	○	無	○	無
大豊町	○	無	○	無
土佐町	○	無	○	無
大川村	○	無	○	無
いの町	○	無	○	無
仁淀川町	○	無	○	無
中土佐町	○	無	○	無
佐川町	○	無	○	無
越知町	○	無	○	無
梶原町	○	無	○	無
日高村	○	無	○	無
津野町	○	無	○	無
四万十町	○	600円	○	無
大月町	○	無	○	無
三原村	○	無	○	無
黒潮町	○	無	○	無

②評価・課題

- R6年度厚生労働省予算概算要求で健康増進法に基づいて市町村等が実施する健康増進事業のうち、歯周疾患検診の対象者を見直す方針が示された。来年度から、現在歯周疾患検診の対象となっていない20歳・30歳が対象に加わる予定であり、歯科健診受診者数の増加及び対象年齢の拡大について引き続き市町村と連携し検討が必要。

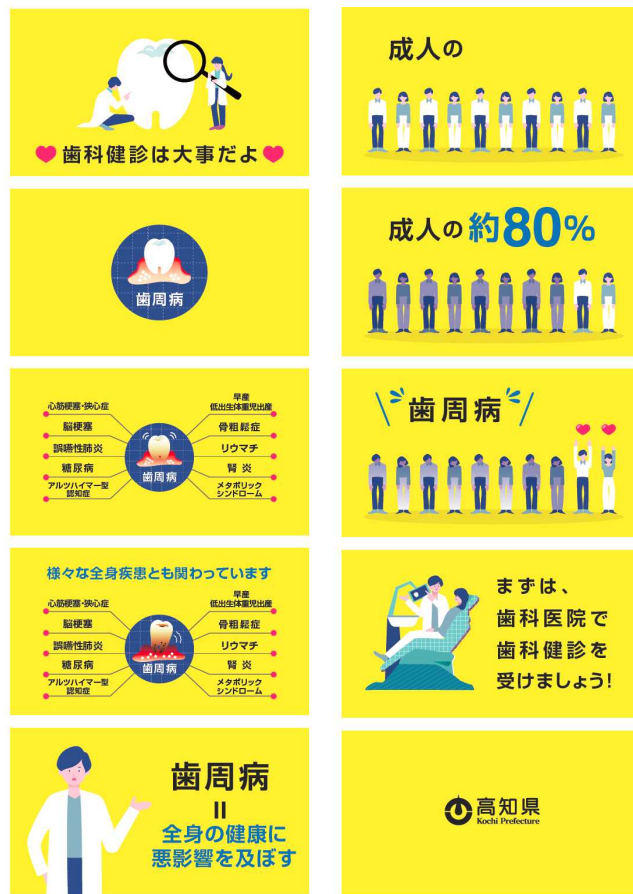
(2) 歯周病予防啓発

① 令和5年度の実績

- 高知県歯科医師会へ委託
- マスメディア等を活用し、県民に向けた歯周病に関する周知啓発を実施
 - ・テレビCM制作、放送（15秒、30秒）
（令和6年3月 民放3局 計84本）
 - ・歯周病と全身疾患の関係について掲載したリーフレット（20,000枚）を作成し、市町村や関係医療機関等へ送付

リーフレット

CM絵コンテ



② 評価・課題

- 歯科疾患等を早期に発見するため、定期的な歯科健診受診の意識づけや、歯周病予防の周知啓発が必要

(3) 歯周病保健指導実施委託業務

① 令和5年度の実績

■ 高知県歯科衛生士会へ委託

■ 歯科衛生士を対象にしたアドバイザー養成研修会を3回実施

実施日	内 容	会場	参加者数
令和5年7月2日(日) 10:00～12:10	「健康寿命の延伸と歯周病」 講師 高知学園短期大学 客員教授 弘田 克彦	高知学園短期大学 + オンライン	45名
令和5年8月20日(日) 10:00～12:00	「行動変容をサポートするプレゼンテーション ～歯周病予防のアドバイザーとして活躍する ために～」 講師 住友商事人事厚生部 ヘルスプランニングチーム 歯科 茂木 美保	ちより街テラス + オンライン	32名
令和5年8月20日(日) 12:45～14:15	「リーフレットを用いた実践、演習」 ○講話内容の作成(グループワーク)	ちより街テラス + オンライン	30名

■ 事業所での歯科保健指導を20回実施

実施日	事業所	受講者数
R5年9月1日	ミットヨ高知	57名
R5年9月15日	高知機型工業	19名
R5年10月25日	須崎市民文化会館	112名
R5年11月10日	サイバラ建設株式会社	15名
R5年11月14日	四国部品（越知町）	105名
R5年11月16日	地場産業センター	60名
R5年11月28日	大月町農村環境改善センター	49名
R5年11月30日	土佐市保健福祉センター	45名
R5年12月1日	尾崎建設株式会社	15名
R5年12月5日	特別養護老人ホーム光優	13名
R5年12月7日	むささび温泉	76名
R5年12月11日	トッパノレトロコクサロダグツ	35名
R5年12月12日	土佐くろしお農業協同組合	125名
R5年12月13日	土佐くろしお農業協同組合	109名
R5年12月15日	三里文化会館	64名
R5年12月18日	四国部品（田野町）	46名
R5年12月19日	四万十会館	67名
R5年12月21日	神菱	69名
R6年1月26日	協会けんぽ（ホテル奈半利）	7名
R6年2月7日	協会けんぽ（サザンシティー）	13名
合計	20	1,101名

② 評価・課題

- 研修により、事業所での歯周病保健指導ができる歯科衛生士を新たに14名養成。昨年度と合わせて43名のアドバイザーを養成。
- 受講者の中には、20・30歳代はしばらく歯科受診をしていないという方もおり、歯周病予防の重要性について周知することができた。

3 生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上

(1) オーラルフレイル対策

①令和5年度の取組実績

(長寿社会課)

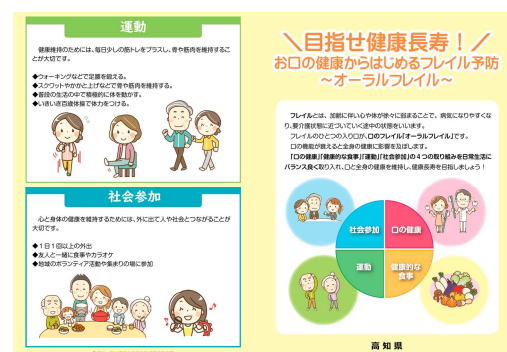
- 地域支援事業における「住民主体の介護予防の取組」の中で、「定期的な（週1回以上）「かみかみ百歳体操」を実施した。（参考：R5年3月末時点 18保険者）
- 地域包括支援センター等が開催する「地域ケア会議」において、助言者として歯科衛生士が参加している保険者は18保険者*である。
- 地域包括支援センター職員研修（8月23日開催）において、地域ケア会議への歯科衛生士をはじめとする各専門職の参加の必要性等について講義を実施した。
- 通いの場等において、各専門職によるオンラインでの介護予防教室を実施。

* 県内介護保険者数は30

(保健政策課)

- オーラルフレイル予防複合プログラム（運動、口の体操、噛む、栄養の複合パッケージ）
・東京医科歯科大学との共同研究事業として、6月～12月に県内5モデル市町（室戸市、香南市、いの町、四万十町、黒潮町）においてプログラムを実施
- 通いの場等でできるオーラルフレイル予防マニュアル及びオーラルフレイル予防リーフレットの作成
- オーラルフレイル対策検討会の開催（令和5年8月2日、令和6年2月20日）
- カムカム健康プログラム体験イベントの開催（令和6年1月11日）

実施日	内 容	会場	参加者数
令和6年1月11日(火) 11:00～13:00	「“カムカム”でフレイル・オーラルフレイル予防 – カムカム健康プログラムのご提案 –」 講師：国立大学法人東京医科歯科大学大学院 地域・福祉口腔機能管理学分野 教授 松尾 浩一郎 氏	保健衛生総合庁舎 1階大会議室	33名



②評価・課題

- 「かみかみ百歳体操」のアレンジ版やその他の口腔機能向上プログラムを実施している保険者を加えると概ね普及しており、介護予防につながっている。
- 介護予防活動の機会の確保のため、オンライン介護予防教室をさらに周知していく必要がある。
- プログラム参加者からは、「口の体操を毎日実施するようになった」「日々の食事でもたんぱく質を摂ることを意識し始めた」「身近な食材でも噛みごたえがあるものも多くあると学んだ」との感想があり、栄養と歯科の両面からオーラルフレイル予防について啓発ができた。
- プログラムによりオーラルフレイルを予防できる可能性が示唆された。今後は各市町村に通いの場等でオーラルフレイル予防に複合的に取り組んでいただけるよう、引き続き市町村におけるオーラルフレイル予防対策への支援が必要である。

(2) 障害者の歯科治療の推進

障害福祉課

2) - 1 重度心身障害児・者歯科診療事業

高知県歯科医師会が県の補助を受けて、歯科保健センター及び幡多分室で実施

【目的】

一般の歯科医院等では診療が困難な重度心身障害児・者に対して、特別の人員構成をもって、障害特性に配慮した診療技術、口腔衛生の観点から歯科診療を行う。

【参考】①令和5年度取組実績

■ 重度心身障害児・者歯科診療事業の診療実績（高知、幡多）

	R3	R4	R5（1月末時点）
歯科保健センター （高知市）	1,943人 （1日平均27人）	1,910人 （1日平均20人）	1,416人 （1日平均24人）
幡多分室 （四万十市）	272人 （1日平均12人）	283人 （1日平均12人）	209人 （1日平均11人）

■ 歯科保健センターの体制

実施場所：高知市総合あんしんセンター 1 階

診療日：毎週土曜日、毎月2回木曜日の午後（平成30年度～）

麻酔診療 毎月2回木曜日（令和4年3月から）

	診療時間	実働時間	実施体制	
			歯科医師	歯科衛生士
午前	10:00～12:00 （2時間）	9:30～12:30 （3時間）	2～4人 ※県外の歯科医師1人を含む	6～8人
午後	13:00～16:00 （3時間）	12:45～17:00 （4時間15分）	4～5人 ※県外の歯科医師1人を含む	7～10人 ※インストラクター衛生士1人を含む

※令和4年4月から全身麻酔下による歯科診療を開始（毎月第1、3木曜日の午前中）

※平成28年9月から月1回木曜日午後の診療を開始、平成30年度より木曜日午後の診療を月2回に変更

■ 幡多分室の体制

実施場所：四万十市立市民病院内（四万十市）

診療日：毎月第2・第4日曜日（令和3年度は23回）

	診療時間	実働時間	実施体制（標準的な体制）	
			歯科医師	歯科衛生士
午前	9:30～12:00 （2時間30分）	8:40～12:00 （3時間20分）	3～5人	3～7名 ※インストラクター衛生士1人を含む
午後	13:20～15:00 （1時間40分）	13:10～15:30 （2時間20分）		

2) - 2 重度心身障害児・者歯科医療技術者養成研修

① 令和5年度の取組実績

実施日	令和5年9月2日（土）
実施場所	高知県歯科医師会館 会議室3
参加者	歯科医師36名、歯科衛生士15名
内 容	講演「診療における安全の基本 ーセンターにおける全身麻酔科歯科診療の現状報告とともにー」 講師 高知大学医学部麻酔科 名誉教授 歯科保健センター全身麻酔下診療麻酔科医 横山 正尚 先生
実施日	令和6年3月2日（土） 予定
実施場所	高知県歯科医師会館 会議室
参加予定者	歯科医師30名、歯科衛生士20名
内 容	講演「高次医療機関 大学病院の役割」（仮） ～本事業の目的である地域での障害者歯科を推進するための 高次医療機関の役割、連携について～ 講師 ①大月町国民健康保険大月病院 歯科口腔外科 富田理生 先生 ②高知県・高知市病院企業団立高知医療センター 歯科口腔外科 主任医長 福留麗実 先生 ③医療法人 桜歯会 野中歯科 院長 野中俊哉 先生

【 評価・課題 】

- 患者数はここ数年は高止まりの傾向となっていたが、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い令和2年度から減少しており、令和5年度も減少する見込みである。
- 令和4年3月から全身麻酔下治療（4ケース／月（1日2ケース））の体制を整備し、重度の知的障害等のある患者に対する安全が確保された歯科治療を提供することができている。一方、回復室のベッドが限られていたことから、歯科医、麻酔科医が長時間拘束されているほか、患者の負担にもつながっていたため、令和5年度にストレッチャーを整備し、治療体制の充実を図った。
- 地域における障害者歯科医療のあり方（地域の診療所で初診を担い、歯科保健センターがフォローを行うなどの連携システムの構築）について検討が必要である。

4 在宅歯科医療の推進

在宅療養推進課

(1) 在宅歯科医療連携室整備事業

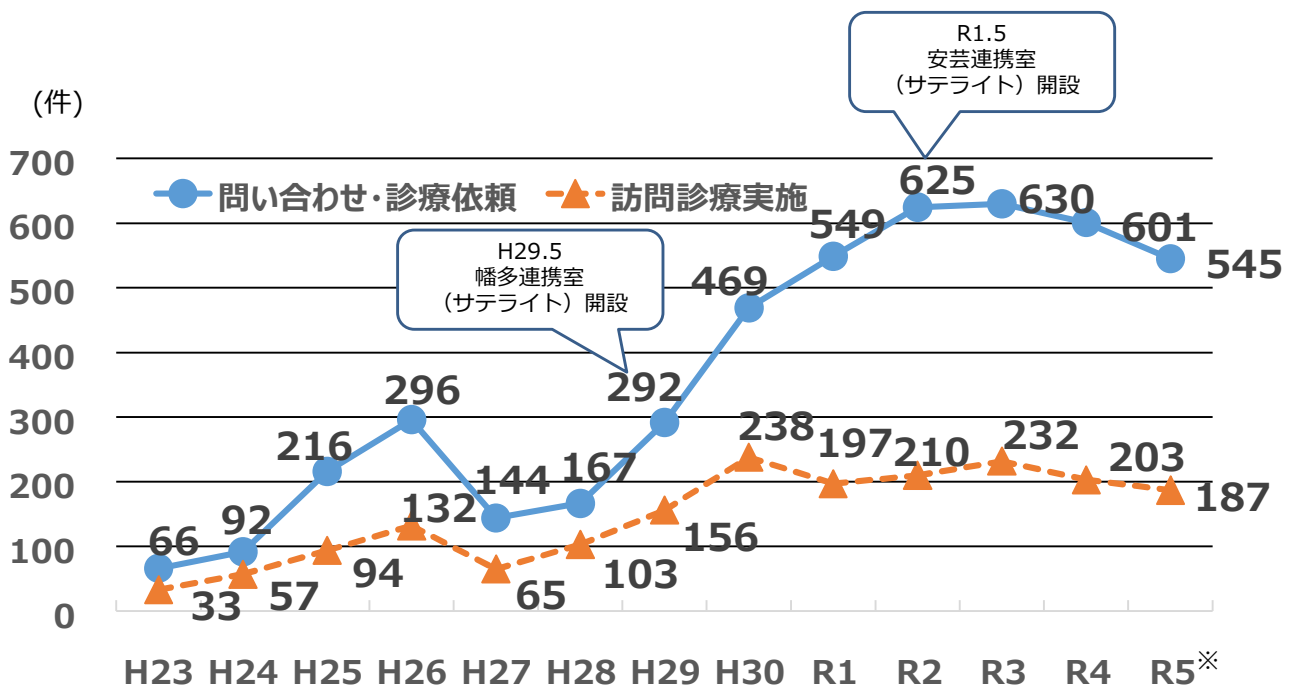
1. 目的：通院が困難な方に対する在宅歯科医療における医療や介護の他分野との連携を図るための窓口を設置することにより、住民や在宅歯科医療を受ける方・家族等のニーズに応え、地域における在宅歯科医療の推進及び他分野との連携体制の構築を図る。
2. 対象：高齢や障害などの理由で歯科診療所への通院が困難な方
3. 委託先：一般社団法人高知県歯科医師会

①令和5年度の実績

○在宅歯科連携室の体制

体 制	高知連携室 (H23～)	幡多連携室 (H29.5～)	東部連携室 (R元.5～)
場 所	高知県歯科医師会館内	四万十市立市民病院内	安芸市総合社会福祉センター内
スタッフ数	歯科衛生士 常勤1名、非常勤1名	歯科衛生士 常勤1名、非常勤1名	歯科衛生士 常勤1名
対応エリア	中央・高幡保健医療圏域	幡多保健医療圏	安芸保健医療圏
開設日	月～金	月～金	月～金

これまでの稼働件数 (H23～R6.1)



※1月末時点

○令和5年度 相談件数内訳

相談月	高知	幡多	東部	計
R5.4	12	20	11	43
R5.5	15	17	10	42
R5.6	22	27	15	64
R5.7	20	22	11	53
R5.8	9	24	15	48
R5.9	17	41	11	69
R5.10	15	33	10	58
R5.11	20	21	10	51
R5.12	15	25	12	52
R6.1	18	32	15	65
R6.2				
R6.3				
合計 (A)	163	262	120	545
参考R4年度 (R4.4～R5.1)	173	215	98	486

○令和5年度 訪問診療実施件数内訳

相談月	高知	幡多	東部	計
R5.4	3	7	2	12
R5.5	5	6	3	14
R5.6	5	8	3	16
R5.7	6	9	3	18
R5.8	2	9	3	14
R5.9	6	16	1	23
R5.10	6	18	3	27
R5.11	4	16	4	24
R5.12	4	13	0	17
R6.1	6	13	1	20
R6.2				
R6.3				
合計 (B)	49	115	23	187
参考R4年度 (R4.4～R5.1)	65	85	11	161

相談から診療に つながった割合 (B/A)	30%	44%	20%	34%
-----------------------------	-----	-----	-----	-----

○広報活動状況（令和6年1月実績分まで）

医療関係者や介護関係者向けリーフレット及び啓発用チラシ・マグネットの配布等の広報を行った。

	高知	幡多	東部
病院	4	7	1
施設、事業所 (ケアマネ・訪看)	69	58	21
イベント (福祉機器展、講演会等)	0	1	45
その他	13	27	1
計	86	93	68
参考R4年度 (R4.4～R5.1)	70	59	92

※その他は、行政、地域包括支援センター、地域ケア会議等

**訪問歯科診療のことなら
まずお電話を!**

【電話】在宅歯科連携室 088-875-8020
【電話】幡多在宅歯科連携室 0880-34-8500
【電話】東部在宅歯科連携室 0887-34-2332

お電話での相談は無料です。
(※幡多・安芸窓口が平日夜間・土・日・祝日に電話対応いたしますのでお気軽にご相談ください。)

ご自宅や施設への
訪問歯科診療を
連携します

健康保険が
利用できます

高知県歯科医師会では高知県からの委託を受けて、高齢や障害などの理由で歯科医院に通院できない方々がいつまでも口から食・歯が
保たれるよう、在宅で歯科診療が受けられるよう
相談窓口(在宅歯科連携室)を設置し、在宅
診療を実施する歯科医師へお働きしています。

歯と口の健康づくりの目指す効果

- 1 快適で、より満足感の
得られる食生活
- 2 誤嚥性肺炎の
予 防
- 3 感染症
(インフルエンザ等)
の予防等

気になることはありませんか?

☐ 歯肉が腫れる ☐ むせる ☐ 食べこぼしがある
☐ 歯石がついている ☐ 入れ歯が合わない ☐ 入れ歯を作りたい
☐ 口臭がある ☐ 入れ歯が口に入らないままになっている
☐ むし歯や痛み歯がある ☐ 入れ歯が口に入らないままになっている
☐ 歯みがきができていない

このようなことがあれば
お気軽にご相談ください

お申し込みから診療までの流れ

- 1 訪問歯科診療のことなら、まずお電話を!!
【中央窓口】TEL.088-875-8020
【幡多窓口】TEL.0880-34-8500
【安芸窓口】TEL.0887-34-2332
お電話での相談は無料です。(受付時間：月～金 9:00～17:00 ※祝日・年末年始を除く)
- 2 無料 ご相談・ご依頼ください
窓口へのお電話の他、訪問歯科診療低価格にてご依頼(電話等)いただくこともできます。
※依頼書は高知県歯科医師会ホームページ(<http://www.kochi8020.com/>)からダウンロードできます。
- 3 無料 必要に応じて歯科衛生士による訪問面談を行います
在宅歯科連携室所属の歯科衛生士が詳しいお話を伺い、お口の中の状態を確認いたします。
- 4 訪問歯科医と相談し、ご連絡いたします
- 5 有料 別途適用 訪問歯科診療を開始いたします

歯医者さんの訪問診療

通院が困難な方にお近くの歯科医師が訪問診療します。

高知県歯科医師会 在宅歯科連携室

受付 / 平日 午前9時～午後5時
※土・日・祝日は休診

●中央窓口 TEL.088-875-8020 高知県歯科医師会 検索
●幡多窓口 TEL.0880-34-8500 <http://www.kochi8020.com/>
●安芸窓口 TEL.0887-34-2332

※不在時には中央へ電話転送されますのでご注意ください。 健康保険使えます

普及啓発マグネット

普及啓発チラシ

○運営検討会

- ・東部在宅歯科連携室検討会（1/10）
 - ・幡多在宅歯科連携室検討会（1/11）
 - ・合同検討会（令和6年3月実施予定）
- 県歯科医師会、各在宅歯科連携室、安芸福祉保健所、幡多福祉保健所と運営状況の共有、機能強化に向けた協議

○協議会

会議名	開催日	開催場所	内容
在宅歯科医療連携室運営事業連携協議会	R6年2月27日	高知県歯科医師会館	・事業説明 ・稼働状況報告 ・広報・周知や多職種との連携に関する協議等

○摂食嚥下評価研修

- ・高齢化に伴い、今後更に増加が見込まれる摂食嚥下障害に対応できる歯科医師の育成を目的に平成30年度から開始
- ・歯科診療のスキルアップ、口腔機能向上等介護予防のスキルアップ、災害時口腔ケアのスキルアップ等歯科医師会委託事業の一貫として実施

【研修内容】

- ・歯科研修事業 口腔ケア・食支援・訪問歯科セミナー

ハイブリッド形式「こんなことしてます！！歯科衛生士！！」

訪問歯科の世界～高齢者の心身の特性をふまえて～

開催日時：令和6年1月27日（土） 19時00分～20時30分

講師：医療法人 岸川歯科 歯科衛生士 高島 都恵 氏

参加者：歯科医師 31名、歯科衛生士 67名

② 評価・課題

- 新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したものの、高齢者施設等では油断できない状況であるが、在宅歯科連携室の積極的な広報活動により、県全体としては昨年度と比較して稼働件数・広報活動の実績件数が増加している。一方、高知の訪問診療件数の減少、安芸の相談から診療につながった割合が低調な原因等を分析し、対策を検討する。県においても、県広報媒体番組（さんSUN高知・テレビ・ラジオ等）を活用し、在宅歯科連携室と連携を取りながら広報活動を行っていくこととする。
- 摂食嚥下障害に対する食支援ができる歯科医師を14名養成するも、近年は新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、実践に向けた研修計画の立案が困難な状況が続いている。令和4年度に歯科医師3名を対象に嚥下内視鏡検査の実習を実施することができたが、今年度は研修の開催ができなかった。令和6年度は実習を実施できるよう調整し、摂食嚥下評価の実践に向け、医療・介護施設との協力連携を図っていく。

(2) 在宅歯科医療従事者研修事業

1. 目的：訪問歯科医療に関する研修及び口腔ケアの実技研修を行い、専門知識及び専門技術の習得による資質向上を図る
2. 対象：主に歯科衛生士等
3. 委託先：学校法人高知学園 高知学園短期大学

①令和5年度の実績

実施日	内 容	会場	参加者数
第1回 R5年9月3日(日)	①「在宅歯科連携室の活動について」 講師：植田 智香 氏 ②「訪問歯科医の臨床日記 ～新たな視点に根ざすケア～」 講師：伊藤 充孝 氏	高知学園 短期大学 + オンライン	58名
第2回 R5年9月24日(日)	「地域包括ケアシステムにおける歯科の役割」 講師：高田 靖 氏	高知学園 短期大学 + オンライン	53名
第3回 R5年12月17日(日)	①「歯科医院で働く言語聴覚士の役割」 講師：渡辺 泉 氏 ②「最期までおいしく食べる管理栄養士のかかわり」 講師：檜野 和子 氏 ③「多職種でつなぐ幸せの一口」 講師：猪原 光 氏	高知学園 短期大学 + オンライン	64名
第4回 R6年1月21日(日)	「高齢期における口腔健康管理の視点 ～適切な口腔機能評価～」 講師：小原 由紀 氏 ※座学及び実習	高知学園 短期大学 + オンライン	60名
		計	235名
参考R4年度	座学研修4回開催	計	208名

②評価・課題

- オンライン併用と第4回研修では対面での実習を開催したことにより、昨年度と比較して研修の参加者数が増加した。研修参加者からも、「実際に体験することができ、大変勉強になった」という声があり、今後も、この開催形態を継続し、より多くの在宅歯科医療従事者に研修に参加していただき、専門知識及び専門技術の習得・資質向上を図っていくこととする。

5 災害時歯科保健医療対策

① 令和5年度の実績

- 高知県災害時医療救護計画の改定
- 高知県災害時歯科保健医療対策活動指針Ver.2（案）について共有
 - ・災害歯科コーディネーター（支部担当）配置に係る連絡会の開催（令和5年6月19日）
 - ・各保健医療調整支部（高知市支部を除く）において、地域歯科保健連絡会等で災害歯科コーディネーター（支部担当）等と指針改定案について共有
（安芸：10/23、中央東：11/21、中央西：10/4、須崎：11/20、幡多：10/20）
- 令和5年9月1日付けで、県保健医療調整支部（高知市支部を除く）に災害歯科コーディネーター（支部担当）を配置
- 災害医療コーディネート人材育成研修の実施（令和5年9月3日）
 - ・本部、支部災害歯科コーディネーターが参加（本部1名、支部2名）
- 災害歯科保健医療対策検討会の開催（令和6年1月29日）
 - ・高知県災害時歯科保健医療対策活動指針改定案について協議
- 高知県災害時歯科保健医療対策活動指針改定

② 評価・課題

- 災害歯科コーディネーター（本部）活動の手引きとなるアクションカードの改定が必要
- 各支部において、高知県災害時歯科保健医療対策活動指針の周知と災害時の歯科保健活動について検討が必要

6 歯科衛生士養成奨学金

① 令和5年度の実績

- 令和5年度新規貸付者 2名
(住所地・出身：中央保健医療圏2名)
継続者と合わせて、計5名
- 奨学金制度活用促進のためのさらなる周知
・近畿・中四国の歯科衛生士養成施設、県内の高等学校に制度周知
- 今年度卒業予定の3名に面談し、指定地域での就職意思の確認

② 評価・課題

- 高知県歯科医師会の理解、協力のもと指定地域の医療機関への就職に向けた支援が必要
- 県外の養成機関の学生にも奨学金を利用してもらうために引き続き周知が必要

〈奨学金の支援状況〉

貸付年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5
新規貸付者*	5名	5名	9名	2名	3名	2名

* 延べ人数

〈卒業者の状況（令和2、令和3、令和4年度卒業生）〉

	R2	R3	R4
指定医療機関へ就職	4名	2名	7名
その他	1名	2名	2名

(2) 地域歯科保健連絡会における協議 について

令和5年度歯科保健地域連絡会について

所属：安芸福祉保健所

令和5年度の歯科保健地域連絡会（11月16日（木）14：30～16：00）

参加者	●参加委員：13名、同席者1名 （安芸室戸歯科医師会長、病院歯科衛生士、東部在宅歯科連携室、高知県介護支援専門員連絡協議会東部ブロック長、高知県養護教諭教員協会安芸支部長、各市町村歯科保健担当者） ●事務局：4名 計18名
協議した内容 （議題、現状、課題等）	1.高知県歯科保健対策について 2.安芸圏域の歯科保健対策 （1）子どもの歯科保健対策 ・12歳児1人平均むし歯数(永久歯)は減少。 【H30:1.3本 → R2:1.1本 → R4: 0.7本 ※県目標0.5本以下】 ・12歳児歯肉に炎症所見を有する者の割合は減少。（小学生では増加傾向） 【H30:23.4%→R2:21.1%→R4:20.8% ※県目標20.0%以下】 ・フッ化物洗口は管内全施設で実施。妊婦歯科健診は全市町村で実施も受診率低下。 ・各市町村の取り組み（子どもの歯科保健対策）の共有。 （2）成人の歯科保健対策 ・成人歯科健診の受診者数は増加傾向。 ・歯周病治療と糖尿病重症化予防の関連として特定健診で糖尿病疑い要医療者は歯科定期受診率が低い。 ・各市町村の取り組み（成人の歯科保健対策）の共有。 （3）高齢者等の歯科保健対策 ・オーラルフレイル予防複合プログラムは室戸市で実施。 ・後期高齢者歯科健診の受診率はほぼ横ばい。 ・東部在宅歯科連携室は障害者の相談が増えてきている。 ・各市町村の取り組み（高齢者等の歯科保健対策） （4）災害時歯科保健医療対策 ・安芸・芸西災害時歯科保健医療対策情報交換会で歯科衛生士登録事業を検討。 ・災害時の口腔ケア用品の各市町村の備蓄状況の確認。
会議で出た意見	2.安芸圏域の歯科保健対策 （1）子どもの歯科保健対策 ・マスク生活の長期化やフッ化物洗口開始による歯みがき行動への油断等から、歯肉炎が増加していると考えられるため、ブラッシング指導や食、生活習慣の指導が必要。 （2）成人の歯科保健対策 ・新型コロナウイルス感染症が5類に変わり健診を実施しやすくなったため、今後、職域での歯科健診の実施も広げていく必要がある。 ・糖尿病と歯周病の関連については、医科、歯科、行政などから、様々な機会を活用して伝えることが大切。 （3）高齢者等の歯科保健対策 ・訪問歯科診療の希望者では、交通等の問題から歯科受診を諦めている方も多い。 ・糖尿病の他に骨粗鬆症の薬による骨の崩れをよく見るため、周知し受診を促していく必要がある。 ・地域の集まりに参加していない住民にも歯科健診や、オーラルフレイル対策について周知する必要がある。 （4）災害時歯科保健医療対策 ・災害時の備蓄について、歯ブラシやスポンジブラシ等に加えて、手動式の吸引器も必要。
今後の取組について	○安芸圏域の現状、課題等について歯科保健地域連絡会を開催し整理・共有する ○災害時歯科保健医療対策について、引き続き備蓄の呼びかけを行うとともに、管内の歯科衛生士の把握や研修会を開催し、災害時支援体制づくりを進めていく。

令和5年度歯科保健地域連絡会について

所属：中央東福祉保健所

令和5年度の歯科保健地域連絡会（11月21日（火）18:30～20:00）

参加者	■委員10名、代理1名 香美香南歯科医師会、土長南国歯科医師会、歯科衛生士会東部支部、中央東ブロック介護支援専門員連絡協議会、香南市養護教員研究会、香美市立保育園、市町村歯科保健担当 ■助言者（支部担当災害歯科コーディネーター）1名 ■事務局5名 計17名
協議した内容 （議題、現状、課題等）	1 高知県の歯科保健対策について ・令和5年度第1回高知県歯と口の健康づくり推進協議会の資料に沿って説明。 ・各委員より、在宅歯科連携室の活用、障害者等の全身麻酔下での歯科治療、事業所での歯科保健指導等について情報提供。 2 中央東地域の歯科保健対策について （1）子どもの歯と口の発達 ・むし歯有病者率は、3歳児から中学3年生まですべての年齢で減少。12歳児の永久歯の一人平均むし歯数は0.47本と県目標の0.5本以下を達成。 ・むし歯のある児とない児の差が広がっている。ハイリスク群に向けたアプローチが必要。 （2）歯肉炎・歯周炎の予防 ・12歳児で歯肉に炎症所見を有する者の割合は28.1%と減少傾向だが県目標の20%以下は未達成。 ・特定健診受診者（国保）の定期歯科健診の受診割合、歯間部清掃用具の使用割合は近年横ばい。男女差や年齢差が見られるため、男性や若い世代への啓発が必要。 （3）生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上 ・全身体操に比べ口腔体操はなかなか継続実施に至らず、口腔機能維持向上の重要性を伝えるのが難しい。引き続きオーラルフレイル予防の周知や取組支援が必要。 3 高知県災害時歯科保健医療対策活動指針Ver.2（案）について ・災害歯科コーディネーターや保健監からの情報提供や助言をもとに、中央東地域の災害時の歯科保健医療活動について共有。
会議で出た意見	・むし歯のある子どもはたくさんあり、ない子は全くないと両極端。むし歯の多い家庭は支援の必要な家庭が多い。 ・不正咬合や舌小帯が短い子が多く見られ、口呼吸の子どもが多くなってきており、むし歯（乳歯）が増えていると感じる。 ・高齢者のオーラルフレイル予防レシピの話があったが、最近の子どもはファストフードを食べることも多く、よく噛まないこともあり、子どもにも必要と思われる。 ・ケアマネジャーの中では、在宅歯科連携室は認知されている。これまで、主治医の意見書の居宅療養管理指導の中に歯科が必要とチェックが入ったのを見たことがないが、必要性を感じる。介護保険ではないサービスもケアプランに明記し、モニタリングもしている。 ・災害歯科について、市町村段階で歯科関係者がどのような役割を担うのか。医科も十分に整理ができていないが、全体調整の仕組みの中に歯科もコミットしていくことが必要。また、歯科診療所をいかに早く復旧するかも大事。
今後の取組について	・連絡会で中央東地域の現状、成果、課題について共有し、関係機関と連携した効果的な歯科保健対策を推進 ・これまで十分に協議できていない課題（子どもの口腔機能、災害時の歯科保健医療等）に対する今後の取組について検討

令和5年度歯科保健地域連絡会について

所属：中央西福祉保健所

令和5年度の歯科保健地域連絡会（3月8日（金）19:00～20:30 開催予定）

参加者	（参加予定） ■中央西地域歯科保健連絡会委員 仁淀歯科医師会地区会長、高岡歯科医師会代議員、高知県歯科衛生士会西部支部長、居宅介護支援事業所主任介護支援専門員、佐川町保育協議会園長会会長、いの町教育委員会、学校保健会吾川支部養護専門部会支部長、市町村歯科保健・栄養担当者 13名 ■事務局 6名
協議した内容 （議題、現状、課題等）	1 第3期高知県歯と口の健康づくり基本計画について 2 高知県の歯科保健対策について 3 中央西地域における歯科保健対策について （1） 妊娠期・胎児期、乳幼児期、学齢期への対策 （2） 成人期への対策 （3） 高齢者等への対策 （4） 災害時歯科保健医療対策 4 その他
会議で出た意見	3月8日に開催予定のため当日説明します
今後の取組について	・中央西地域歯科保健の現状や課題、取組成果等を委員間で共有し、関係機関が相互に連携した取組を実施できるよう支援 ・フッ化物洗口の浸透等により、子どものむし歯は減少したものの、歯肉炎を有する者の割合は増加しており、ブラッシングの重要性を啓発するために関係機関との連携 ・歯周病と全身疾患との関係についての更なる啓発 ・災害歯科コーディネータ（支部担当）や市町村と連携し、管内の災害時歯科保健医療の充実

令和 5 年度歯科保健地域連絡会について

所属：須崎福祉保健所

令和 5 年度の歯科保健地域連絡会（11月20日（月）18：30～20：00）

参加者	■委員12名 (高岡歯科医師会、地域歯科衛生士、養護部会、須崎市立保育園、労働基準協会、地域包括支援センター、管内市町歯科保健担当者) ■災害歯科コーディネーター（支部担当） 1 名 ■事務局 4 名
協議した内容 (議題、現状、課題等)	1 高知県の歯科保健対策について 2 高幡地域の歯科保健対策について (1) 現状・課題の共有 ・小中学生の 1 人平均う歯数（永久歯）は、減少傾向。 ・12歳児の 1 人平均う歯数（永久歯）は、県目標値を達成。 (管内R4年度：0.41本、R8年度県目標値0.5本以下) ・12歳児の歯肉に炎症所見を有する者の割合は、県目標値（20%以下）を達成しているものの前回から微増。(管内 R 2 年度：16.5%⇒R 4 年度：17.4%) ・感染症予防のため、フッ化物洗口を一時休止していた 5 校すべてで再開。 (2) 成人の歯周病予防対策について ・妊婦歯科健診の受診率は増加傾向であるが、成人歯科健診の受診率は低く、横ばい。(妊婦 R 元年度：25%⇒R 4 年度：39%) (成人 R 元年度：5 % ⇒R 4 年度：6 %) 受診者数増加に向けて、管内市町や歯科医療機関と連携し、更なる周知啓発が必要。 (3) オーラルフレイル予防事業について ・オーラルフレイル予防複合プログラムの実施について報告。住民の主体的な日常生活の取り組みで口腔機能向上につながるよう、今後地域でプログラムを展開していく必要がある。 (4) 災害時歯科保健医療対策について ・災害歯科コーディネーター（支部担当）配置、高知県災害時歯科保健医療対策活動指針Ver.2（案）について説明。役場における災害歯科保健の担当部署の確認。
会議で出た意見	2 高幡地域の歯科保健対策について (1) 現状・課題の共有 ・う蝕は減少傾向にあるが、口呼吸、歯列不正、顎骨の発達に問題がないか注意が必要。学齢期の歯肉炎も増えてきている。 ・在宅高齢者からは、歯科より先に身体的な内容の相談があるが、実際は低栄養、噛めない、食事をたべられない方もおられるので歯科、内科、事業所、地域包括支援センターのケアマネジャーなどが連携できる環境づくりが必要。 (2) 成人の歯周病予防対策について ・受診率向上のため、特定健診の会場で、成人歯科健診の対象となる方に受診勧奨するなど工夫が必要。 (3) オーラルフレイル予防事業について ・咀嚼能力は歯科治療で改善する部分もあるので、後期高齢者歯科健診の受診率をあげ検査を受けることで必要な治療につなげることも大切。 (4) 災害時歯科保健医療対策について ・災害時に動ける歯科衛生士、歯科技工士の確保が課題となっている。自院のスタッフに災害時自分、家族の安否確認後、動くことができるのかを事前に確認しておく必要がある。
今後の取組について	・須崎福祉保健所管内の現状や課題を連絡会で共有し、関係機関と連携し、具体的な取組につなげる ・各市町におけるオーラルフレイル予防の取組を推進

令和 5 年度歯科保健地域連絡会について

所属：幡多福祉保健所

令和 5 年度の歯科保健地域連絡会（11月2日（木） 14：00～16：00）

参加者	◆参加委員：12名（うち1名欠席）、同席者3名 （幡多歯科医師会、歯科衛生士会幡多支部、幡多在宅歯科連携室、高知県学校保健会幡多支部、幡多支部養護教諭部会、市町村歯科保健担当者） ◆事務局：5名 計19名
協議した内容 （議題、現状、課題等）	1 第3期高知県歯と口の健康づくり基本計画 2 高知県の歯科保健対策について 3 幡多地域における歯科保健対策について <u>ア むし歯予防対策</u> ・1歳6か月児と3歳児のむし歯有病者率及びひとり平均むし歯数は増減を繰り返している。この期間にむし歯になる子どもも多いため、引き続き予防啓発が必要。 ・12歳（永久歯）のむし歯は減少傾向。県目標達成に向け、引き続き啓発等が必要。 【幡多：1.42本（H30）→1本（R2）→0.76本（R4）、県目標：0.5本以下】 ・フッ化物洗口令和5年度新規開始予定3施設。 <u>イ 歯周病予防対策</u> ・12歳児の歯肉に炎症所見を有する者の割合は増加傾向にあり、県目標よりやや高い。 【幡多：13.3%（H30）→16.9%（R2）→20.2%（R4）、県目標：20%以下】 ・管内妊婦歯科健診受診者率は県目標を達成しているが、市町村ごとで格差がある。 ・県歯科衛生士会への歯周病保健指導実施委託業務は、本年度、管内4事業所で指導及び講話を実施。管内にアドバイザーが7名在籍中。 ・歯科衛生士会幡多支部より、昨年度の委託業務について報告。 <u>ウ 高齢者等の歯科保健対策</u> ・管内の後期高齢者歯科健診受診者率は年々増加傾向にあるが、受診者の半数以上が「要精検・要治療」と診断されている。 ・令和5年度オーラルフレイル予防複合プログラムの実施状況について報告。 ・幡多在宅歯科連携室より稼働状況について報告。 <u>エ 災害時歯科医療保健対策</u> ・9月に委嘱された災害歯科コーディネーター支部担当者と各地域連絡員を紹介。 4 各市町村等からの取組報告 5 協議 6 その他 ・口腔アセスメントシートについて情報提供。
会議で出た意見	<u>ア むし歯予防対策</u> ・歯みがき指導や健診に工夫をし、口腔に関する保護者の意識を向上させることも必要。 ・学校兼務している養護教諭もあり、歯みがき指導を実施できていない学校もある。 ・フッ化物洗口の実施率は高いが、実施人数の割合は低い。大規模校については、ハード面や職員体制等へのハードルが高く、洗口開始に繋がらないのが現状。 <u>イ 歯周病予防対策</u> ・妊婦歯科健診時、歯科医院で妊婦に提供する情報を統一できたら良いのではないかな。 <u>ウ 高齢者等の歯科保健対策</u> ・在宅歯科連携室に相談が届く頃には、長期間の放置により、口腔状態は悪化している。すぐに受診するのではなく、痛みが治まるのを待ち、日々を過ごしているのが現実。
今後の取組について	・引き続き、連絡会等により幡多地域における歯科保健の現状や課題、取組を把握・整理しながら各関係機関と連携し、歯科保健対策を推進する。 ・大規模校でのフッ化物洗口の開始、すでに実施している施設や休止施設へのフォローアップを市町村担当者等と情報共有しながら実施していく。 ・管内でのフッ化物洗口の効果について検証していく。

(3) 令和6年度の取組について
(日本一の長寿県構想関連事業)

令和 6 年度の取組

○日本一の長寿県構想関連事業に基づく令和 6 年度の取組は以下のとおり

■子どもの歯と口の発達

- ・子どもの健口応援推進事業
- ・保育所・幼稚園等歯科保健調査の実施

■歯肉炎・歯周炎の予防

- ・歯周病予防啓発事業
歯科健診体験イベントの開催
- ・歯周病保健指導実施委託業務
アドバイザー養成研修会の開催及び事業所等で歯周病歯科保健指導を実施

■生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上

- ・オーラルフレイル予防事業
地域住民への啓発
オーラルフレイル予防複合プログラムの普及

■在宅歯科医療の推進

- ・在宅歯科医療推進事業（P 2）

■歯科衛生士確保対策（P 3）

目指す姿

県下どの市町村においても、訪問歯科診療を受診できる体制が整っている



KPI	基準値	目標値(R9)
【第2階層】訪問歯科診療を受診可能な市町村数	34市町村（100%）（R2）	34市町村（100%）
【第1階層】訪問歯科診療のレセプト件数（後期高齢者）	18,226件（R3）	21,000件

現状と課題

<現状>

1 訪問歯科診療の状況

- ・訪問歯科診療が可能な歯科診療所数 269箇所（R5.11月）
- ・訪問歯科診療診療レセプト件数（国保及び後期高齢者）

年度	R1	R2	R3	R4
訪問歯科診療1・2	22,413	18,332	20,636	20,239
訪問歯科衛生指導料	7,454	5,816	6,263	6,529

・圏域別の訪問歯科診療の算定回数

圏域	安芸	中央東	高知市	中央西	高幡	幡多
訪問歯科診療1・2	89	335	1,599	119	8	175
訪問歯科衛生指導料	1	191	858	14	0	252

※R4.10/1～10/31の1ヶ月間の算定回数（R4年度高知県在宅医療実態調査）

2 在宅歯科連携室の設置・活動状況

- ・中央・幡多・安芸の3箇所に連携室を設置



3 研修の実施状況

- ・摂食嚥下機能評価が出来る歯科医師の養成 累計14人（R1～2）
- ・在宅歯科従事者研修 208人（R4）

<課題>

- ・後期高齢者の増加に伴い、今後増加が見込まれる訪問歯科診療への対応
- ・安芸及び高幡圏域における訪問歯科診療の拡大
- ・地域包括ケアを推進するため、在宅歯科に関わる質の向上が課題（特に摂食・嚥下支援や歯科衛生士の口腔ケア・食支援技術の向上）

第5期構想（R6～R9）で目指す姿（イメージ）

事業の内容		事業の効果
連携室を核とした訪問歯科診療の推進	・安芸及び高幡圏域における多職種との連携による患者の掘り起こし ・広報・啓発による訪問歯科診療の認知度向上	○訪問歯科診療の拡大 ○歯科従事者の対応力向上
人材育成	・摂食嚥下機能評価が可能な歯科医師を養成 ・歯科医療従事者研修による質の向上	
環境整備	・訪問歯科診療機器の整備費補助による診療件数の増加	目標の達成 訪問歯科診療の実施件数増加

令和6年度の取り組み

（1）在宅歯科連携室を核とした在宅歯科医療の促進

- ・医科・介護等との連携、相談窓口、訪問歯科診療の調整機能の強化継続
- ・関係機関の連携強化につながる多職種連携協議会の開催
- ・摂食・嚥下機能を評価し対応することができる歯科医師と介護現場をつなぎ、食支援における歯科医療従事者の役割を拡大
- ・多職種関係機関と連携強化し、安芸・高幡圏域の訪問歯科診療を推進

（2）在宅歯科医療への対応力向上

- ・各地域における歯科医療従事者の在宅歯科医療への対応力向上研修等を実施

新（3）在宅歯科診療設備整備事業費補助金

- ・訪問診療機器の整備に必要な経費について補助

目指す姿

歯科衛生士の地域偏在の是正



KPI	基準値	目標値(R9)
【第2階層】歯科衛生士の地域偏在是正（奨学金利用者で指定医療機関への就職者数）	13人（R2～R5の累計）	33人
【第1階層】高知県歯科衛生士養成奨学金を利用した歯科衛生士の養成数（新規貸付申請者数）	2人（R5の申請者数）	5人

現状と課題

◆歯科衛生士の地域偏在

- ・1 歯科診療所当たりの歯科衛生士の従事者数は、幡多圏域や高幡圏域が全国平均よりも少ないなど、地域の偏在が見られる
- ・平成23年を100とすると、令和2年は高幡地域が最も減少し、75.0となっている

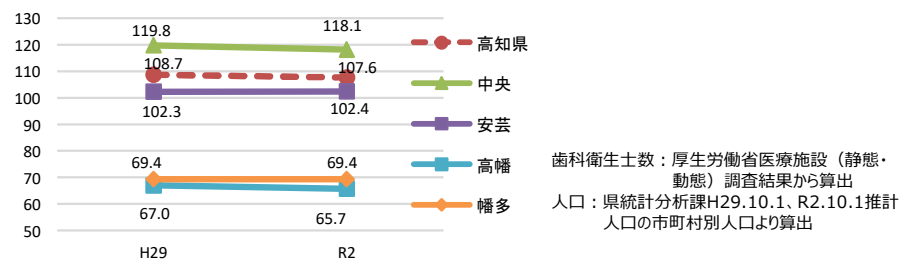
◆奨学金の支援状況（H30年度から開始）

- ・奨学金を活用した卒業者（R元～R4）19名のうち13名が指定医療機関へ就職した
- ・指定医療機関への就職に対する支援が必要

◆地域歯科保健を担う人材の確保・育成

- ・歯科疾患の予防と口腔機能の向上を図るため、地域で歯科保健事業を支える人材の育成が必要

圏域別人口10万人あたりの歯科衛生士数



貸付年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5
新規貸付者（延べ人数）	5名	5名	9名	2名	3名	2名

1 歯科診療所当たりの 歯科衛生士の従事者数		全国	県全体	安芸	中央	高幡	幡多
	R2	1.8人	2.1人	2.0人	2.3人	1.5人	1.2人

厚生労働省医療施設（静態・動態）調査結果から算出

第5期構想（R6～R9）で目指す姿（イメージ）

◆奨学金による歯科衛生士の養成、確保への支援を行い、地域偏在を是正

【高校生】
指定地域の高校生に歯科衛生士に関心を持ってもらえるようイベント等において周知

【歯科衛生士養成施設
在学生】
県歯科医師会、養成施設と連携して、奨学金受給者が指定医療機関に就職できるよう支援

【卒業後】
地域歯科保健を担う人材の育成

令和6年度取り組み

(1) 歯科衛生士養成奨学金制度の継続

- ・高知県歯科医師会が開催する職業体験イベントで、指定地域の高校生及びその保護者等に対して周知
- ・関係団体、高知学園短期大学、県外の養成機関等への周知
- ・指定医療機関への就職につなげるため、高知県歯科医師会や養成施設と協議

(2) 歯科衛生士の確保・育成

- ・事業所で歯周病保健指導ができる人材の育成

基本目標：壮年期の死亡率改善による「健康寿命の延伸」

- (指標)
- 健康寿命の延伸
 - 壮年期の死亡率

基本方針3
生活習慣病の発症予防と重症化予防対策

基本方針2
働きざかりの健康づくりの推進

重症化予防

基本方針1
子どもの頃からの健康的な生活習慣の定着

健康的な生活習慣を身につける

- 家庭・学校・地域との協働
- 食育を通じた健康教育の強化と家庭への波及

- (指標)
- 運動習慣
 - 朝食摂取
 - 肥満傾向

健康的な生活習慣の実行

- 健康づくりの県民運動
- 職域と連携した健康づくり

- (指標)
- 1日1回以上健康パスポートアプリを利用している人数(月平均人数)

- 健康パスポートアプリダウンロード件数(男性)
- 健康パスポートアプリ事業所アカウント取得企業数

早期発見
早期治療

- がん対策(がん検診)
- 血管病対(特定健診)※
- 骨粗鬆症対策

※よさこい健康プラン21では、二次予防として整理をしています。

- (指標)
- がん検診受診率
 - がん検診精密検査受診率
 - 特定健診実施率
 - 特定保健指導実施率
 - メタボリックシンドローム該当者・予備群の減少率
 - 骨粗鬆症検診の実施
 - 骨粗鬆症検診の受診率

- 血管病対策
- 循環器病対策
- 糖尿病性腎症重症化予防対策
- COPD対策

- (指標)
- 脳血管疾患年齢調整死亡率
 - 虚血性心疾患年齢調整死亡率
 - 治療中収縮期血圧140mmHg以上の人の割合
 - 収縮期血圧の平均値
 - 収縮期血圧130mmHg以上の人の割合
 - 脂質高値(LDLコレステロール160mg/dL以上)の人の割合
 - 糖尿病性腎症による新規透析導入患者数
 - HbA1c8.0%以上の人の割合
 - 未治療ハイリスク者・治療中断者に対する指導の成功率
 - 糖尿病有病者の割合
 - 糖尿病予備群の割合
 - COPDの死亡率
 - 20歳以上の喫煙率

(太字：第5期計画からの新たな指標)

分野ごとの健康づくりの推進

- 生活習慣と社会環境の改善に向けた取り組み

- (指標)
- 栄養・食生活(身体活動・運動)
 - 休養・睡眠・こころの健康
 - 飲酒(喫煙)
 - 歯・口腔の健康

- (指標)
- 適正体重維持
 - 食塩摂取量
 - 野菜と果物の摂取量
 - 65歳以上低栄養傾向
 - 歩数・運動習慣
 - 睡眠による休養
 - 睡眠時間の確保

- 自殺者数
- 生活習慣病のリスクを高める量の飲酒
- (再掲)20歳以上の喫煙率
- 受動喫煙
- むし歯のない3歳児の割合

- むし歯数
- 歯肉に炎症所見を有する人の割合
- 歯周炎罹患率
- 咀嚼良好者の割合
- 80歳で20本
- 定期的な歯科健診受診者

社会環境の質の向上

- 社会とのつながりの維持・向上
- 誰もがアクセスできる健康増進のための基盤の整備

- (指標)
- 地域の人々とのつながり
 - 社会活動参加率

- (再掲)健康パスポートアプリ事業所アカウント取得企業数
- 健康パスポートアプリ市町村アカウント活用市町村数

事業対象：子ども

事業対象：成人

第5期高知県健康増進計画

よさこい健康プラン21

資料4

概要版

(令和6年度～17年度)

(案)

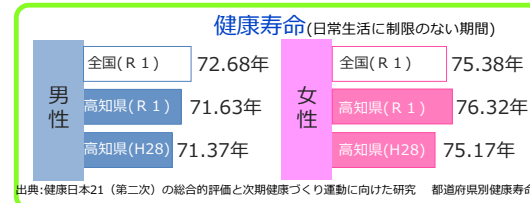
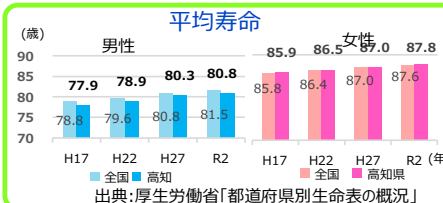
目標は、壮年期死亡率の改善による「健康寿命の延伸」

子どもから高齢者まで生涯を通じた県民の健康づくりに取り組むことにより、「健康寿命※の延伸」を実現することを目的とします。

※日常生活に制限のない平均期間

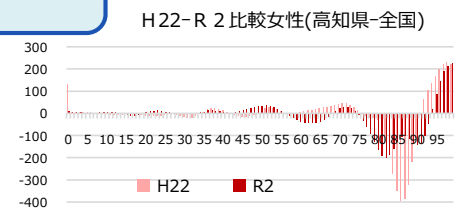
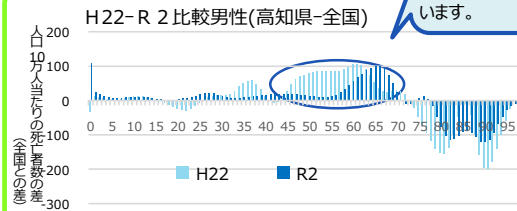
高知県の平均寿命と健康寿命

○平成27年に比べて、平均寿命も健康寿命も延びています。



高知県と全国との死亡数の差

10年前と比較し改善はされているものの、**男性の壮年期**の死亡数が多い状況が続いています。



出典:厚生労働省「都道府県別生命表」

前期計画の評価

○第4期計画(H30-R5)の指標について、策定時の状況と比較し達成状況について評価をしました。

	改善傾向にあり目標達成しているもの(16%)	改善傾向にあるが目標達成していないもの(28%)	変わらないもの(27%)	悪化傾向にあるもの(29%)
基本目標	健康寿命の延伸 女 脳血管疾患死亡率 男 虚血性心疾患死亡率 男女	健康寿命の延伸 男 脳血管疾患死亡率 女		都道府県格差の縮小 男女
子ども		むし歯数	運動 女子	朝食 男女 肥満 男女 歯肉炎
成人	健康パスポートI取得者数 運動習慣 男65歳以上	健康経営 歯科健診	肥満 男女 40～60歳代 やせ 女20歳代 歩数 女65歳以上以外 運動習慣 男65歳以上以外	飲酒 男女 食塩 自殺者 睡眠
生活習慣病予防	新規透析患者数 受動喫煙 飲食店	特定健診 指導の成功率 血圧130以上 男 がん検診(40～50歳代) 受動喫煙 家庭・職場	血圧平均値 女 市町村がん検診(精密検査受診率) 喫煙率 男女	血圧130以上 女 血圧140以上 男女 糖尿病治療中 HbA1c7.0%以上 男女

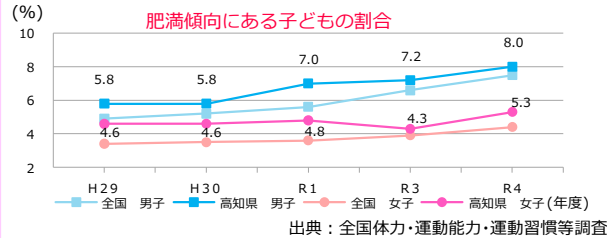
※1:80歳で自分の歯を20本以上有する人。
※2:がん検診は、40～69歳対象。子宮頸がんは20～69歳対象。

壮年期死亡率の改善による「健康寿命の延伸」に向けた取り組み

子どもの頃からの健康的な生活習慣の定着

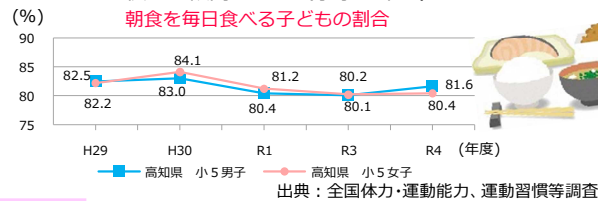
現状

肥満傾向にある子どもの割合は男女とも全国平均を上回っています。(小学5年生)



朝食を毎日食べる子どもの割合は男女とも横ばい傾向です。(小学5年生)

朝食を毎日食べる子どもの割合



対策

<家庭・学校・地域との協働>

- 小・中・高校生の授業で使用する副読本のデジタル化を図り、健康教育を推進

<食育を通じた健康教育の強化と家庭への波及>

- ヘルスメイトによる授業等での実践力を高める健康教育の実施
- 学習内容を子どもたちから保護者へ伝達することで、家庭へ食育の重要性の啓発



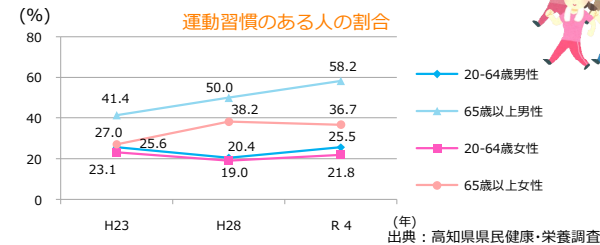
目標

項目 (小学5年生)	現在の値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)	目標値 (令和17年度)
運動やスポーツを習慣的にしている子どもの割合	男子 55.0% 女子 40.0%	増加傾向	増加傾向
朝食を毎日食べる子どもの割合	男子 81.6% 女子 80.4%	全国平均値以上	全国平均値以上
肥満傾向にある子どもの割合	男子 8.0% 女子 5.3%	全国平均値以下	全国平均値以下

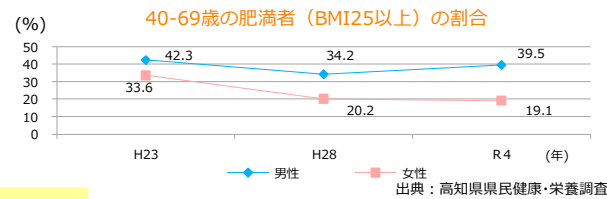
働きざかりの健康づくりの推進

現状

運動習慣のある人の割合は、男女とも20-64歳の割合が低い状況です。



男性のBMI(20~69歳平均値)は全国ワースト1位(平成28年国民健康・栄養調査)で、令和4年の肥満者の割合(40~69歳)は平成28年から悪化



対策

<健康づくりの県民運動>

- 健康意識の醸成と保健行動の定着を図るため、官民協働で健康パスポート事業を展開
- 「体重」及び「血糖」対策を重点に、生涯を通じた健康づくりについて総合的な啓発を実施

<職域と連携した健康づくり>

- 官民協働で事業所が主体的に健康づくりに取り組める「環境」づくりを推進
- 事業所ごとの健康パスポート活用を推進



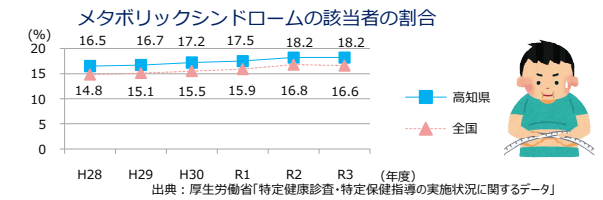
目標

項目	現在の値 (令和5年10月末時点)	目標値 (令和11年度)	目標値 (令和17年度)
1日1回以上健康パスポートアプリを利用している人数(月平均人数)	14,411人	23,000人	30,000人
健康パスポートアプリダウンロード件数(男性)	11,510件	22,000件	24,000件
健康パスポートアプリ事業所アカウント取得企業数	15事業所	500事業所	700事業所

生活習慣病の発症予防と重症化予防対策

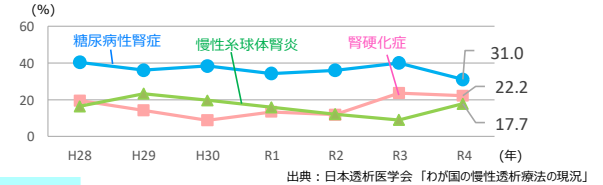
現状

メタボリックシンドローム該当者の割合は全国よりも高い状況が続いています。



透析の原因疾患は、**糖尿病性腎症**が約4割を占めています。

高知県の新規透析導入患者における主要原疾患割合



対策

<血管病対策>

- 特定健診・特定保健指導
 - 特定健診・特定保健指導の実施率向上対策の強化
- 循環器病対策
 - 高血圧や脂質異常症等の循環器病の危険因子についての啓発や適切な治療につなげられるよう、効果的な保健指導の推進を支援
- 糖尿病性腎症重症化予防対策
 - 糖尿病性腎症重症化予防プログラム及び糖尿病性腎症透析予防強化プログラムに基づき、保険者と医療機関が連携した重症化予防対策を推進

目標 (抜粋)

項目	現在の値	目標値 (令和11年度)	目標値 (令和17年度)
特定健診の実施率 特定保健指導の実施率	53.7% 24.4% (令和3年度)	70%以上 45%以上	70%以上 45%以上
降圧剤服用者での収縮期血圧140mmHg以上の人の割合(特定健診受診者)	男性36% 女性34% (令和2年度)	男女とも30%未満	男女とも30%未満
糖尿病性腎症による新規透析導入患者数	108人 (令和2・4年度平均)	100人以下	100人以下

分野ごとの健康づくりの推進

栄養・食生活

- 朝食摂取率の向上
- 減塩と野菜摂取量の増加
- 適正体重の維持
- 高齢者の低栄養予防など

身体活動・運動

- 「早ね早おき朝ごはん」プラス「運動」の推進
- 運動に取り組む機会の拡大や運動習慣の定着促進など

休養・こころの健康

- 十分な睡眠や休養の推進
- こころの健康に関する普及啓発
- 休養・こころの健康に関する健康教育の実施など

飲酒

- 節度ある適度な飲酒や休肝日の設定、アルコール健康障害等に関する正しい知識の普及啓発など

喫煙

- 喫煙や受動喫煙が健康に及ぼす影響等の普及啓発
- 禁煙支援など

歯・口腔の健康

- フッ化物応用の推進
- 歯周病予防の啓発
- オーラルフレイル予防の啓発など

社会とのつながりの維持・向上

- 地域の人々とのつながりの向上
- 社会とのつながりを意識した取組推進など

誰もがアクセスできる健康増進のための基盤の整備

- 多様な主体による健康づくりの取組推進
- 健康パスポートアプリの活用促進など

社会環境の質の向上

第5期高知県健康増進計画 よさこい健康プラン21(案)

子どもから高齢者まで
生涯を通じた
県民の健康づくりを推進します。



令和6年3月 高知県

日本一の健康長寿県構想

はじめに

県では、県民の誰もが住み慣れた地域で、健やかで心豊かに安心して暮らし続けられる高知県を目指して、平成22年に「日本一の健康長寿県構想」を策定し、保健・医療・福祉の各分野の取組を進めております。このたび、この構想の基盤をなす保健分野の計画の一つである高知県健康増進計画「よさこい健康プラン21」を第5期計画に改定いたしました。

これまでの第4期計画（平成30年度～令和5年度）では、子どもの頃からの健康的な生活習慣の定着と働きざかりの健康づくりの推進、生活習慣病の発症予防と重症化予防対策に重点を置いて取り組み、女性の健康寿命や、男性の脳血管疾患の年齢調整死亡率、虚血性心疾患の年齢調整死亡率、65歳以上男性の運動習慣者の割合等については改善を図ることができました。一方、子どもの朝食欠食率、運動やスポーツを習慣的にしている子どもの割合、日常生活における歩数、メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率等は改善がみられておらず、引き続きこうした課題に取り組んでいく必要があります。

このため、第5期計画では、健康寿命のさらなる延伸を目指して、子どもの頃からの健康づくりを推進するとともに、働きざかり世代をターゲットにした対策を強化します。生活習慣病のリスクを高めている肥満や血糖値上昇の改善を図るよう、県民の行動変容を促す啓発や、「高知家健康パスポート」を活用した職域と連携した実効性のある取組を進めます。また、何らかの疾患を抱えながらも質の高い生活を維持できるよう、重症化リスクの高い方を対象に市町村とかかりつけ医が連携した保健指導や、がん検診・特定健診の実施率の向上等、生活習慣病の発症予防と重症化予防対策を推進してまいります。

県民の皆様にも、この計画の趣旨を十分にご理解いただき、家庭、学校、地域、職場等において、日々の健康づくりに取り組んでいただきたいと思います。

結びに、この計画の改定にあたり、ご尽力いただきました高知県健康づくり推進協議会及び各専門部会の委員の皆様をはじめ、関係者の方々に対しまして、心から御礼申し上げます。

令和6年3月

高知県知事

濱田省司



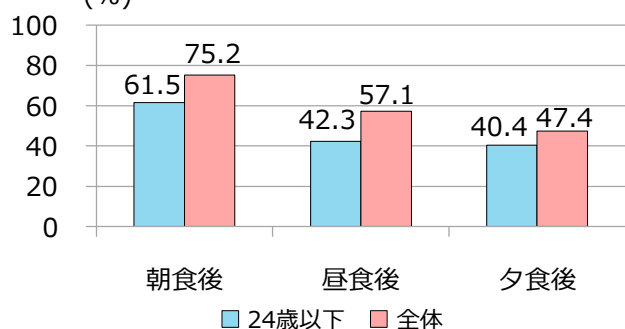
(6) 歯・口腔の健康

妊娠期・胎児期

(現状)

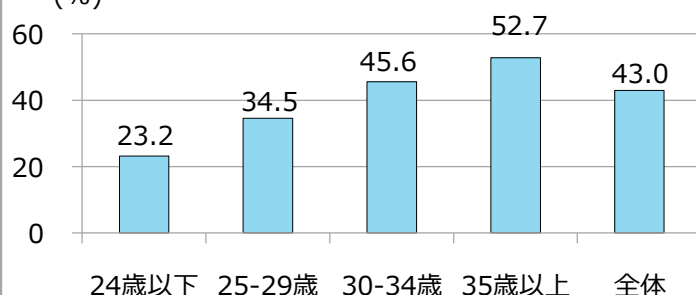
- 平成28年度から平成30年度の妊婦歯科健診結果では、特に24歳以下の妊婦において、食後の歯みがき習慣、歯間部清掃用具の使用や定期歯科受診等の適切な口腔衛生習慣と保健行動ができていない人や、歯肉出血がある等の口腔衛生状態が不良である人の割合が高くなっています。
- 妊婦歯科健診の受診率は横ばい傾向となっています。令和5年度からは県内のすべての市町村で実施されています。

(グラフ67) 食後歯みがきをする人の割合 (%)



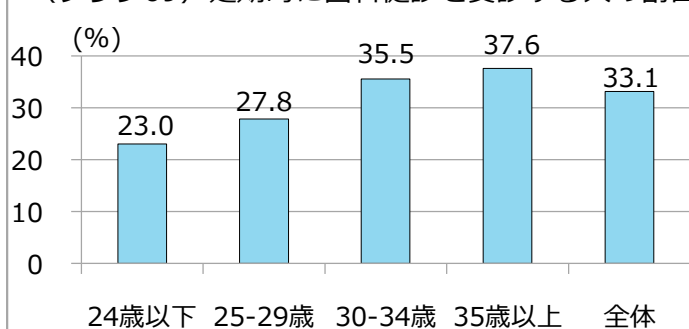
出典：令和2年度高知県歯と口の健康づくり実態調査
-平成28年度から平成30年度 妊婦歯科健診結果の分析-

(グラフ68) 歯間部清掃用具を使用する人の割合 (%)



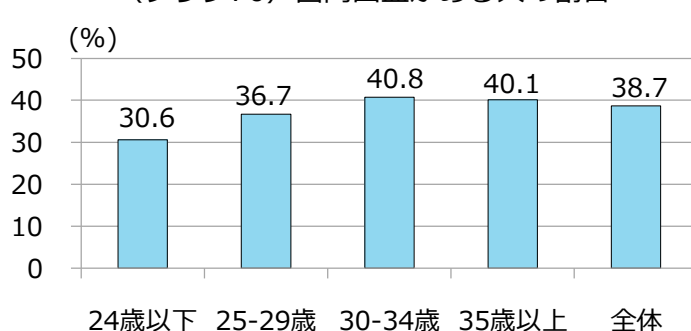
出典：令和2年度高知県歯と口の健康づくり実態調査
-平成28年度から平成30年度 妊婦歯科健診結果の分析-

(グラフ69) 定期的に歯科健診を受診する人の割合 (%)



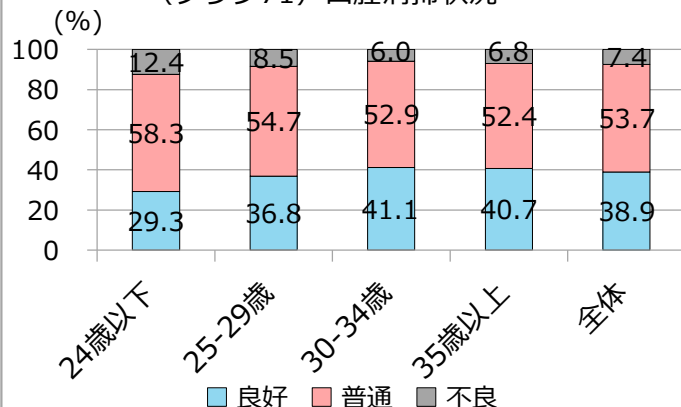
出典：令和2年度高知県歯と口の健康づくり実態調査
-平成28年度から平成30年度 妊婦歯科健診結果の分析-

(グラフ70) 歯肉出血がある人の割合 (%)



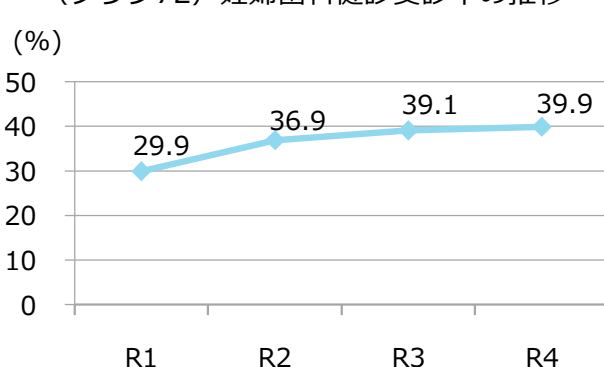
出典：令和2年度高知県歯と口の健康づくり実態調査
-平成28年度から平成30年度 妊婦歯科健診結果の分析-

(グラフ71) 口腔清掃状況 (%)



出典：令和2年度高知県歯と口の健康づくり実態調査
-平成28年度から平成30年度 妊婦歯科健診結果の分析-

(グラフ72) 妊婦歯科健診受診率の推移 (%)



出典：(出生数)人口動態統計月報年計(概数)の概況
(受診者数)妊婦歯科健診受診者数データ

(課題)

- 歯周病は早産や低出生体重児を出産するリスクを高められていることから、妊娠前の若年者を含めた幅広い年齢層へ、妊娠期の歯周病予防の重要性等の意識付けが必要です。
- 市町村で実施する妊婦歯科健診の受診率向上や、歯科保健指導等の取り組みの支援が必要です。

(対策)

- 県は、各種リーフレットや健康教育副読本等の積極的な活用により、幅広い世代に歯周病が早産・低出生体重児の出産に影響を及ぼすことや妊娠期の歯周病予防が重要であること等を啓発します。
- 県は、各圏域の歯科保健地域連絡会を通じて、市町村で実施する妊婦歯科健診の受診率向上や歯科保健指導等の取り組みを支援します。

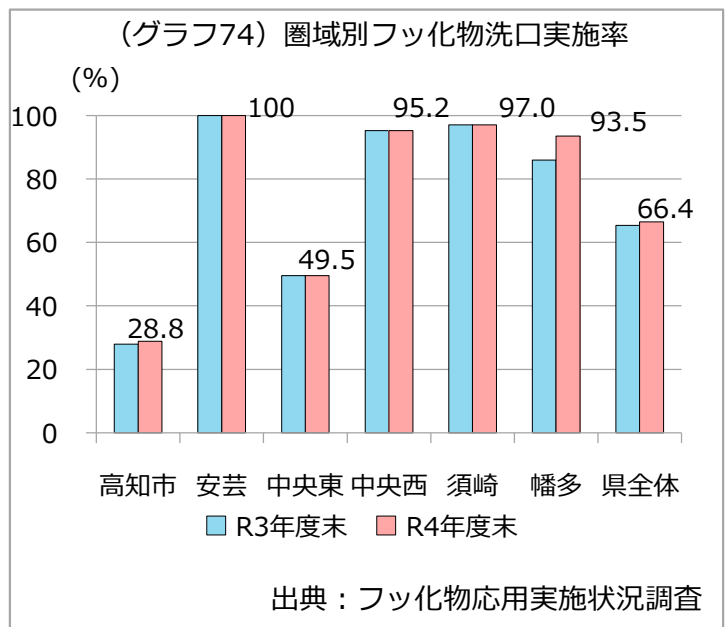
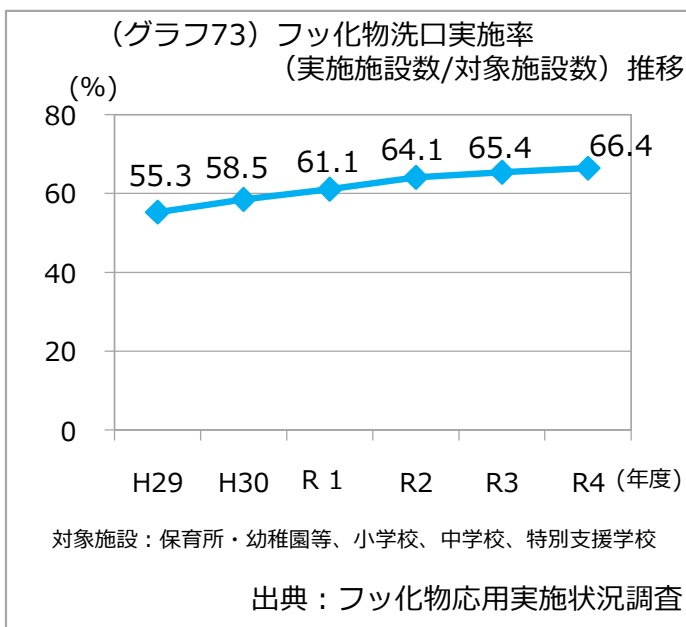
乳幼児期・学童期・思春期

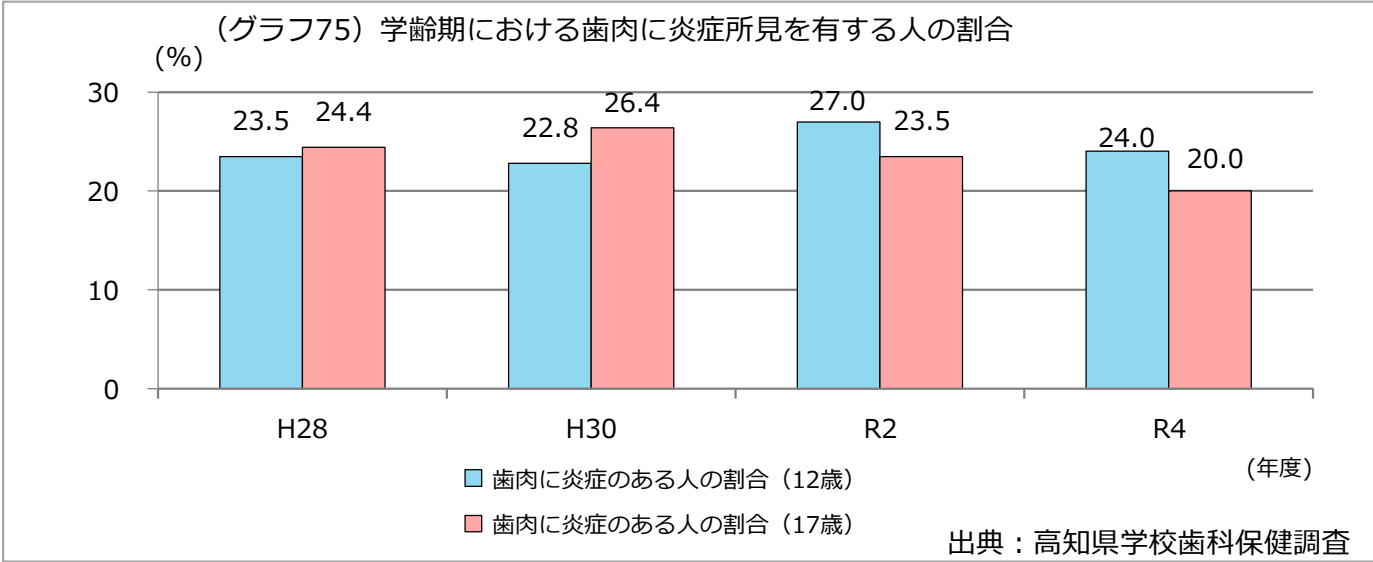
(現状)

- 一人平均むし歯数とむし歯を有する人の割合は減少傾向にあります。
- むし歯予防効果が科学的に証明されているフッ化物洗口は保育所・幼稚園等、小学校、中学校、特別支援学校において着実に普及していますが、市町村間で実施率に差が見られます。
- 学齢期の歯肉に炎症所見のある人の割合は、令和2年度と令和4年度を比較すると、12歳、17歳ともに減少し、12歳が24.0%、17歳が20.0%となっています。

(課題)

- 幼児期から学齢期は、顎や歯列が発達・形成されていくため、歯みがきの習慣化やよく噛んで食べることなど、望ましい生活習慣を身につけることが重要です。
- フッ化物洗口を実施する施設への実施方法等のフォローアップの継続を図るとともに、フッ化物洗口未実施施設への導入に向けた取り組みが必要です。





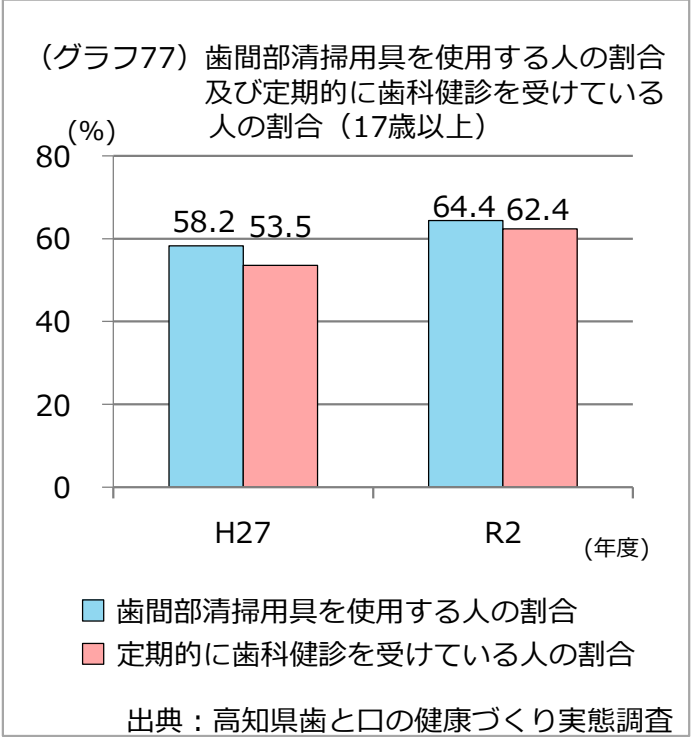
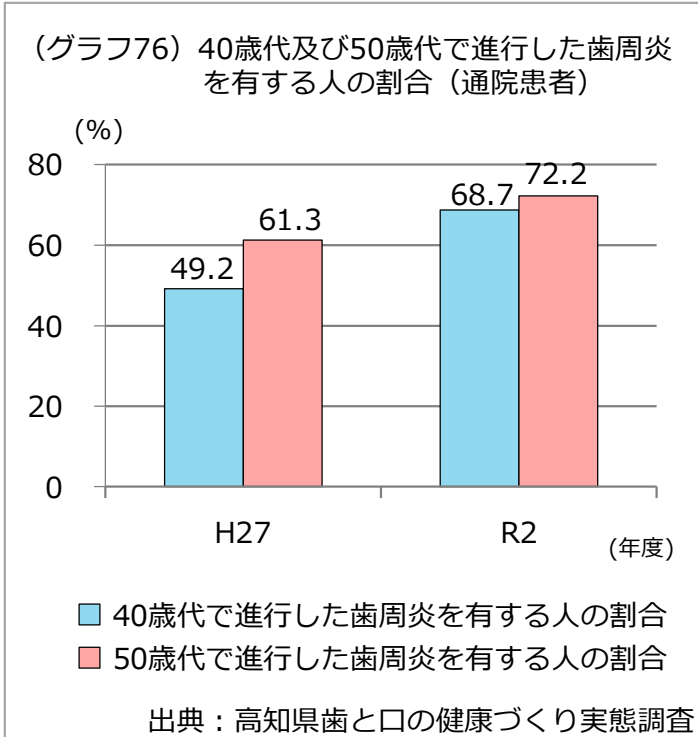
(対策)

- 県は、食育を推進するなかで、噛むことの大切さと望ましい食事等について啓発します。
- 県は、むし歯・歯肉炎予防のため、教育委員会と連携し、学校での歯みがき指導に加え、デンタルフロス等の歯間部清掃用具を使用した口腔清掃の実施を推進します。
- 県は、効果的なむし歯予防法として、保育所、幼稚園、学校へのフッ化物洗口導入及びフォローアップに向けた支援を行い、歯科口腔保健に係る児童・生徒の健康格差の縮小に努めます。

青年期・壮年期

(現状)

- 本県の通院患者で、40歳代、50歳代の進行した歯周炎を有する人の割合は増加しています。
- 歯間部清掃用具を使用する人の割合と、定期的に歯科健診を受けている人の割合は増加しています。
- 令和3年度から県内全市町村において成人歯科健診が実施されています。



(課題)

- 進行した歯周炎を有する人の割合が増加していることから、歯科医療機関への定期受診の重要性の周知や歯科医療機関での口腔衛生指導の強化が必要です。
- 各市町村で成人歯科健診が受けられる体制は一定整いましたが、県民の受診行動の定着には至っていないため、各市町村と連携した対策の検討が必要です。

(対策)

- 県は、高知県歯科医師会、高知県歯科衛生士会と連携し、マスメディア等を活用して、歯周病予防の重要性や定期的な歯科健診受診、全身疾患との関連性等を周知します。また、かかりつけの歯科医療機関をもち、定期的に歯科健診を受けることを普及啓発します。
- 県は、圏域ごとの歯科保健地域連絡会や歯科保健担当者会等で、市町村と連携した歯周病予防に関する啓発や成人歯科健診受診率向上の取り組みを推進します。

高齢期

(現状)

- 本県の80～84歳で自分の歯を20本以上有する人の割合は、平成27年度と比較し、やや減少しています。また、各年代で進行した歯周炎を有する人の割合は増加傾向にあります。
- 後期高齢者歯科健診受診者の20～30%が、「半年前に比べて固いものが食べにくくなった」、「お茶、汁物でむせることがある」といったオーラルフレイルの症状を自覚しています。
- 口腔機能の向上を目的とした「かみかみ百歳体操」等、口腔機能向上を目的とした住民主体の取り組みが県内30市町村672箇所で行われています（令和4年度時点）。

(課題)

- 進行した歯周炎を有する人の割合が増加していることから、歯科医療機関への定期受診の重要性の周知や歯科医療機関での口腔衛生指導の強化が必要です。
- 通いの場等において、口腔体操に加えて噛みごたえのある食事の重要性について啓発が必要です。

(対策)

- 県は、高知県歯科医師会、高知県歯科衛生士会と連携し、マスメディア等を活用して、歯周病予防の重要性や定期的な歯科健診受診、全身疾患との関連性等を周知します。また、かかりつけの歯科医療機関をもち、定期的に歯科健診を受けることを普及啓発します。
- 県は、通いの場等でできるオーラルフレイル予防マニュアルを活用した、市町村におけるオーラルフレイル予防対策への支援を行います。
- 県は、通いの場における介護予防の取り組みなど市町村の状況を把握し、歯科衛生士を派遣するなど、関係機関と連携して介護予防活動の機会の確保を行います。

指標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)	目標値 (令和17年度)
むし歯のない3歳児の割合	89.0% ¹⁾	92%以上 (令和8年度)	96%以上
一人平均むし歯数(永久歯) 12歳	0.50本 ²⁾	0.5本以下 (令和8年度)	0本
一人平均むし歯数(永久歯) 17歳	1.82本 ²⁾	1.5本以下 (令和8年度)	0本
歯肉に炎症所見を有する人の 割合 12歳	24.0% ²⁾	20%以下 (令和8年度)	10%以下
歯肉に炎症所見を有する人の 割合 17歳	20.0% ²⁾	20%以下 (令和8年度)	10%以下
40歳代における進行した歯周炎 (4mm以上の歯周ポケットあり)を有する人の割合	68.7% ³⁾ (令和2年度)	50%以下 (令和8年度)	40%以下
60歳代における咀嚼良好者の 割合	65.4% ³⁾ (令和2年度)	80%以上 (令和8年度)	80%以上
80歳で自分の歯を20本以上有 する人の割合	56.7% ⁴⁾ (令和2年度)	60%以上 (令和8年度)	85%以上
定期的に歯科健診を受けている 人の割合(17歳以上)	62.4% ³⁾ (令和2年度)	70%以上 (令和8年度)	95%以上

1) 令和4年度3歳児歯科健康診査(高知県)

2) 令和4年度高知県学校歯科保健調査(高知県歯科医師会)

3) 令和2年度高知県歯と口の健康づくり実態調査(高知県)

4) 令和2年度高知県歯と口の健康づくり実態調査をもとに智歯を加味して再集計したもの

災害歯科保健医療対策検討会設置要領

(目的)

第1条 「高知県歯と口の健康づくり基本計画」に基づき、南海トラフ地震等の災害時における歯科保健医療対策を推進するため、高知県歯と口の健康づくり推進協議会（以下、「協議会」という。）の作業部会として、高知県災害歯科保健医療対策検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 検討会は、以下の事項について協議するとともに、関係団体等の連携調整にあたるものとする。

- (1) 災害時における歯科医療救護処置を行うために必要な事項
- (2) 災害時における県民の歯と口の健康維持増進に関する事項
- (3) 災害時における関係機関の連携強化に関する事項
- (3) その他、災害時の対策として必要な事項

- 2 検討会は、高知県歯と口の健康づくり基本計画に基づき、災害時における歯科保健医療対策に関わる事業の評価・検討に関する事項を協議し、決定することができる。
- 3 検討会は、協議に必要があると認める場合には、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、助言および意見を聴くことができる。
- 4 検討会が協議し、調整した事項は、協議会へ報告するものとする。ただし、報告文書の送付により報告に代えることができる。

(委員)

第3条 委員は、高知県歯と口の健康づくり推進協議会長（以下「協議会長」という。）が指名して決定する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたとき、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、他の歯科保健医療対策に関わる会議の委員を兼任することを妨げない。

(会議)

第5条 検討会の会議は、必要に応じて協議会長が招集する。

- 2 委員はやむを得ない事情により会議に出席できない場合には、代理人を会議に出席させることができる。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、高知県健康政策部保健政策課が行う。

(雑則)

第7条 この要領で定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、協議会長が定める。

附則

この要領は平成26年5月15日から施行する。

附則

この要領は令和4年12月1日から施行する。

附則

この要領は令和 年 月 日から施行する。

災害歯科保健医療対策検討会設置要領 新旧対照表

新	旧
第1条～第3条 （省略） 第4条 委員の任期は<u>2</u>年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたとき、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。 2 委員は、他の歯科保健医療対策に関わる会議の委員を兼任することを妨げない。 第5～7条 （省略） 附則 この要領は平成26年5月15日から施行する。 附則 この要領は令和4年12月1日から施行する。 <u>附則</u> <u>この要領は令和 年 月 日から施行する。</u>	第1条～第3条 （省略） 第4条 委員の任期は<u>1</u>年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたとき、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。 2 委員は、他の歯科保健医療対策に関わる会議の委員を兼任することを妨げない。 第5～7条 （省略） 附則 この要領は平成26年5月15日から施行する。 附則 この要領は令和4年12月1日から施行する。